

(環境審議会)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三木市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境総合計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項その他の重要事項
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。